

第3章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

農林水産業を取り巻く情勢の変化に対応して、統計情報行政は今後どのような転換を図っていくべきかを検討するため、平成7年2月に統計情報部長の私的諮問機関として、18名の学識経験者を委員とする「農林水産統計情報研究会」を設置して、幅広い検討を開始した。この研究会において、①新たな政策展開に資する統計・情報のあり方②新たな国際環境に対応した統計・情報の整備③行政情報化と情報の収集・提供機能の強化④その他関連する事項について、検討を進めるとともに、加えて地方関係機関の意見、要望も踏まえ、平成7年8月に本研究会報告を取りまとめることとした。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たって必要な統計申請の手続きを行った。

3 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成5年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農林水産業生産指数」として刊行している。

4 総合統計書

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行している。

(1) 農林水産省統計表

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加え

て総合的に編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について概観できるよう手軽なB6版により編集したものである。

(3) 国際農林水産統計

海外諸国の農林水産業について、FAO（国際連合食糧農業機関）の統計資料を中心に主要な海外諸国の経済概況、農林水産業の生産・貿易等に関する統計を収録し編集したものである。

(4) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し編集したものである。

(5) 農林水産統計月報

農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給に関する統計を収録し編集したものである。

5 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。また、農林水産統計情報利用者が利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表資料目録」及び「農林水産統計速報・農林水産情報公表予定」を刊行している。

第2節 情報システム・サービス

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省の省内各局（庁）における行政事務の近代化、情報処理の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始して以来、今日まで20有

余年を経過している。この間、処理量の増大、利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新、メモリーの増設等周辺装置の整備を図ってきたところである。特に近年における通信技術の進展を踏まえてオンラインネットワーク機能の強化を行った。

また、共同利用電子計算機の管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程（昭和53年農林水産省訓令第41号）並びに同管理運営細則及び同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

2 農林水産統計情報処理システム

近年における国際化の進展等、我が国経済社会の著しい変化に伴い、農林水産業及び農山漁村の実態も大きく変化しており、これに対応して農林水産行政の企画・立案に必要な農林水産統計情報に対するニーズも多様化・高度化しつつ増大している中で、その的確な作成・提供が求められている。

農林水産統計情報処理システム整備事業は、統計情報業務処理の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報の作成から発表・提供に至る工程の電算化を地方分散処理方式により、昭和62年度から推進している。

平成3年度から平成7年度までの5か年を計画期間とする本事業の第2段階においては、①オリジナルデータ入力工程を包含する一貫処理体系の確立、②既に電算処理に移行した調査の軽微な調査内容の変更や実

行上の改善点を踏まえて、処理効率を高めるためのプログラム修正、③統計情報の作成・利用の高度化・迅速化を推進するため、統計情報事務所（局）一出張所間に加え、本省一地方農政局一統計情報事務所間のオンラインネットワーク整備（平成4年4月から運用を開始）、④このオンラインネットワークの円滑かつ効果的な運用及び業務処理の円滑な推進を図るため、機器の更新（平成4年2月）を行うなど、所要の推進を図っている。（図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程参照）

3 農林水産省行政情報システム （LANシステム）

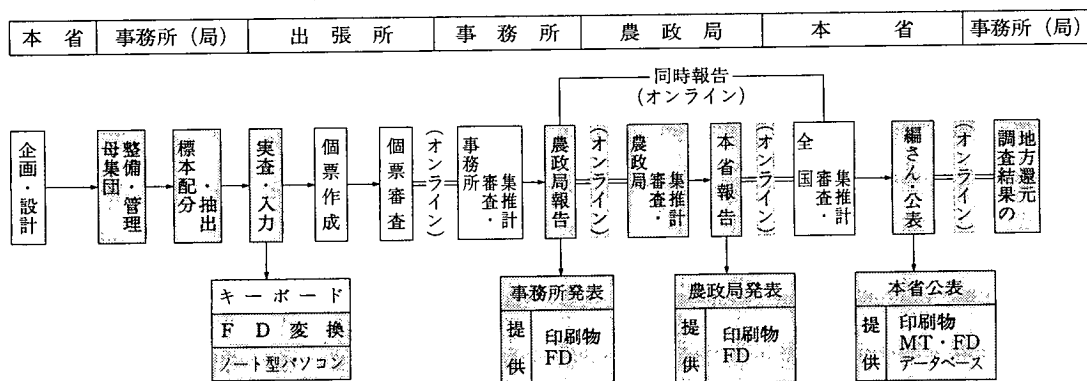
農林水産省行政情報システムについては、行政情報の円滑な活用を通じて、行政事務の質的向上と効率化を図るため、平成2年度に骨格的ネットワークを整備し、平成5年度に本省及び農政局各課室のパソコン間の通信とパソコンからのデータベースの利用を可能とする回線施設の整備を行った。これにより、本省・農政局を通ずる電子メールの交換が行われるとともに、統計情報データベース及び文書情報データベースによる情報の一層の利活用が可能となった。

統計情報部においては、本システムの適切な管理・改善に努めるとともに利用者等の指導を行っている。

4 農林水産省統計情報データベースシステム

農林水産省統計情報データベースシステムは、農林

図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程



(注) 1 代表的な統計情報作成工程の例示である。

2 □は、第1段階のシステム整備事業で対象とした工程である。
(昭和62年度～平成2年度)

3 □は、第2段階のシステム整備事業で新たに対象とする工程である。
(平成3年度～平成7年度)

水産行政の企画・立案及び国際化による統計情報需要の多様化・高度化に資するため、農林水産統計をはじめ他省庁の関連統計及びFAO・OECD等の国際統計の充実を図っている。

本システムは、農林水産省の本省・地方農政局に敷設された農林水産省行政情報システム（LANシステム）を利用し、そこに接続されたパソコンから容易に統計データの検索・ダウンロードが行える。

また、本システムの円滑な運用・管理を図るための技術研究にも取り組んでいる。

5 農業農村情報システム（RAIS）

農業農村情報システムは、統計情報部が昭和55年度から平成2年度までにかけて開発したモデルシステムを基に飼養統計協会が構築し、平成3年4月から運営している農林水産分野のデータベースシステムである。

本システムは、地方公共団体、農業団体等の農業関連機関を対象に統計情報・行政情報等をオンラインにより提供しており、統計情報・行政情報等の利用の全国的な啓発普及を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

統計情報部においては、本システムの管理運用面に対する指導を行うとともに、RAISに対し、統計情報・行政情報等を積極的に提供している。

6 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、昭和43年度から政府の物価対策の一環として、産地における生産、出荷及び卸売市場における市況等に関する客観的情報を、行政機関を始め生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、情報不足から生ずる生産、流通及び消費の不合理をなくし、生産、出荷、消費が円滑かつ合理的に行われる素地をつくり、需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

流通情報サービスによって提供する情報は、全国的主要な青果物及び畜産物卸売市場における入荷量、気配価格等に関する毎日の市況情報と産地における青果物、畜産物の生産、出荷動向等に関する産地情報及び青果物、畜産物の市況データを利用した加工情報に大別される。

(3) 情報の収集と伝達方法

情報の収集は、統計情報組織の出張所及び市場調査

室の職員が行っている。

収集された情報をコンピュータによって迅速に処理、編集し、公表している。公表した情報は、省内行政部局等関係行政機関の利用に資するとともに民間中央機関（財団法人生鮮食料品流通情報センター）を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システム概念は図のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線で結び、情報の迅速な収集配信を行っている。一方、民間中央機関のシステムは、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリネット又はパソコンネットで結び情報の提供を行っている。（図2 生鮮食料品流通情報サービスのしくみ参照）

7 農林水産省図書館

(1) 収 書

平成6年度における図書の受入（図書館の蔵書として登録したもの）は3,734冊（和書3,116冊、洋書618冊）で、この結果、平成6年度末における蔵書数は、267,108冊（和書226,827冊、洋書40,281冊）となった。雑誌・新聞等の受付は1,131種（和1,010種、洋121種）であった。

(2) 納本及び配布

農林水産省刊行物の国立国会図書館への納本は4,813冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の国内配布は、23,522冊、FAO等刊行物の国内配布は、154機関へ2,666冊、農林水産省刊行物の外国送付は、国際機関15機関及び69か国207機関へ718冊であった。

(3) 利 用

年度内利用者数（閲覧及び貸出）は54,485人、利用冊数は110,122冊であった。このほか国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借は516冊（貸出334冊、借受182冊）であった。

(4) 刊 行

「農林水産図書資料月報」（第45巻第4号—第46巻第3号）及び農林水産省図書館蔵書目録、私書分類編・和書書名編を刊行した。

(5) 図書館システム

図書資料等に関する情報を迅速に利用者に提供するため「図書資料管理システム」により、貸出・返却手続、図書資料・雑誌記事（論文）の検索等を行っている。

した。また、世帯員数、農家財産の増減、作物、家畜等の状況については、農林水産省の統計情報組織の職員が面接の方法によって調査した。

(4) 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎月公表している。また、年度の調査結果は「概算値」、「確定値」を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農家経済調査報告」、「農家の形態別にみた農家経済」及び「農家資金動態統計」として刊行している。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

林業経営の収支、労働投下量及び林産物の生産費などの林家の経営経済全般にわたり、その実態を把握し林業施策推進のための基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

標本林家の選定は、全国の保有山林20ha以上の林家の中から地域別、階層別に抽出した。

調査は、標本林家に日誌を配付して行う記帳とともに、職員による面接調査を併用して行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「林家経済調査報告」として刊行している。

3 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、世帯員、操業状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁家の生活向上等に必要の資料を作成することを目的としている。

(1) 漁業経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁家経済調査は、沿海に所在する漁家を一定の基準で抽出し、農林水産省が作成した日記帳を配付し、毎日の収支等の記帳及び年度始・末に世帯員と財産の聞き取り調査により年間の経済計算を行った。

調査項目は、世帯員構成と就業状況、漁業操業状況と漁獲量、漁業投下労働時間、経営収支、家計費、財産状況（年度始・末）等である。

漁業企業体経済調査は、沿海に所在する漁業企業体を一定の基準で抽出し、漁家経済調査の方法に準ずるもの（指定簿記調査）と企業体の決算書を用いて、農林水産省が設定する勘定科目に組み直すもの（任意簿記調査）の二つの方法を適用している。

イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」により公表するとともに、詳細は「漁業経済調査報告（漁家の部、企業体の部）」として刊行している。

(2) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

調査項目は、会社の会計年度内で会社の所有する漁船及び乗組員の状況、会社の財産及び損益状況（うち漁労部門については、詳細な売上高及び売上原価）である。

イ 調査結果の公表

「漁業経済調査報告（企業体の部）」として刊行している。

4 農畜産物・繭生産費調査

(1) 農産物生産費調査

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計調査

食糧管理法に基づく米の政府買入価格の算定や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

(イ) 麦類生産費調査

食糧管理法に基づく麦の政府買入価格の算定や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

(ウ) 野菜生産費調査

野菜生産出荷安定法に基づく価格安定対策や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

(エ) 果実生産費調査

果樹農業振興特別措置法に基づく生産・流通安定対策、農業経営改善等の基礎資料を得る目的で実施した。

(オ) 茶、価格安定作物生産費調査

農産物価格安定法（かんしょ・ばれいしょ）、大豆なたね交付金暫定措置法（大豆・なたね）、砂糖の価格安定等に関する法律（てんさい・さとうきび）に基づく価格算定及び農業経営等の諸施策の資料とする目的で実施した。

(カ) 農業生産組織生産費調査

農業生産組織における米、小麦、大豆を対象として、構造政策や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

イ 調査方法

調査方法は、調査農家（生産組織）の記帳と職員による面接調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、それぞれの品目ごとに「農林水産統計

速報」で公表するとともに、詳細は「米及び麦類の生産費」、「農業生産組織の生産費」、「野菜生産費」、「果実生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行している。

(2) 畜産物生産費調査

ア 調査の目的

牛乳、肉用牛（肥育牛、乳用おす肥育牛、子牛及び乳用おす育成牛）、肥育豚及び鶏卵の生産費を把握し、畜産物価格の安定、畜産経営農家の経営改善、その他畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

(ア) 牛乳生産費調査

牛乳生産費調査は、搾乳牛2頭以上飼養する農家については毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間、また、搾乳牛1頭の飼養農家は、分べんから次回の分べんまでを調査期間とした。

(イ) 肉用牛生産費調査

肥育牛生産費調査（乳用おす肥育牛を含む。以下同じ。）は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間として、この期間に肉牛として販売した牛ごとに、肥育用もと牛を導入した当日から肉用として販売した当日までを計算期間とした。

子牛生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間として、この期間に販売した子牛について、その子牛を分べんした繁殖めす牛ごとに、初産牛の場合は初回種付け時から子牛の販売までの期間を、2産以降の場合は、前回の子牛を販売した翌日から次の子牛を販売した当日までを計算期間とした。

乳用おす育成牛生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間として、この期間に肥育用もと牛として育成し販売した乳用おす育成牛ごとに、育成用もと牛を導入した当日から肥育用もと牛として販売した当日までを計算期間とした。

(ウ) 肥育豚生産費調査

子豚生産費調査及び肥育豚生産費調査は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間を調査期間とした。

(エ) 鶏卵生産費調査

鶏卵生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間とした。

イ 調査方法

調査方法は、調査農家の記帳と職員による面接調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、畜種ごとに「農林水産統計速報」で公

表するとともに、詳細は「畜産物生産費調査報告」として刊行している。

(3) 繭生産費調査

ア 調査の目的と調査方法

繭生産費調査は、繭糸価格安定法に基づく生糸の安定価格及び基準繭価の算定並びに養蚕農家の経営改善のための基礎資料とするものであり、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間を調査期間とした。調査方法は米生産費調査に準ずる。

イ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「繭生産費調査報告」として刊行している。

5 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林漁業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量及び価格等の統計を用いて農林漁業生産所得を推計している。

(1) 農業総産出額と生産農業所得

農産物の生産量及び価格等の統計を用いて農業総産出額と生産農業所得を推計し、「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「生産農業所得統計」として刊行している。

(2) 生産林業所得

林産物（木材、薪炭、栽培きのこ類等）の生産量と価格等の統計を用いて林業粗生産額と生産林業所得を推計し、「生産林業所得統計報告書」として刊行している。

(3) 漁業生産所得

海面漁業及び養殖業における生産量と価格等の統計を用いて漁業生産所得を推計し、「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「漁業経済調査報告（企業体の部）」に付表として掲載している。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村物価統計調査（平成6年4月の農村物価賃金統計調査を名称変更した）は、農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農家経済に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成することを目的とする。

(2) 調査の種類

この調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査（平成6年4月に農村賃金形成調査を名称変更した）からなる。

(3) 調査対象と調査方法

ア 農産物生産者価格調査は、農産物の主産地における農業協同組合、出荷組合、出荷業者等を調査客体として、毎月15日（野菜は毎月5日、15日、25日）現在の農家受取り価格を調査した。

イ 農業生産資材価格調査は、農家が購入する農業生産資材を販売する小売店等を調査客体として毎月15日現在の小売価格を調査した。

ウ 農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇いを雇い入れた農家等を調査客体として毎月15日現在の賃金を調査した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、毎調査月の翌月末に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農村物価統計」として刊行している。

7 農林漁業現地情報

農林漁業現地情報は、農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的としている。

このため、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家、農林漁村関係団体等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集している。

収集した情報は、「農林漁業現地情報」として公表している。

第4節 動態統計調査

1 農業センサス

本年度は、実査年であり、その調査の体系は、①全国のすべての農家と協業経営体、会社等農家以外の農業事業体を調査する「農業事業体調査」、②全国の農作業受託を専門に行う農業サービス事業体を調査する「農業サービス事業体調査」に大別される。なお、調査の実施に先立ち農業集落の区域の認定、調査区の設定及び照査表の作成のための「準備調査」を行った。

(1) 準備調査

各調査の実査に先立ち以下の準備を行うが、それらの準備作業を「準備調査」と呼んでいる。

ア 指導員、調査員の任命

旧市区町村に1名あて（全国約1万人）の指導員と、調査区に1名あて（同約20万人）の調査員を選考し、都道府県知事が任命した。

イ 農業集落の認定及び調査区の設定

農家調査の集計単位及び農業集落調査の調査単位と

しての農業集落の区域の認定（約15万集落）と、調査員の調査の担当範囲としての調査区の設定（約20万調査区）を、6年8月1日現在で行った。

この設定及び認定については、市区町村長が、地方農政局統計情報事務所出張所長と協議して作成した設定、認定案に基づき、都道府県知事が地方農政局統計情報事務所長と協議して決定した。

ウ 照査表の作成

調査対象をもれなく把握するため、6年12月1日現在（沖縄県にあっては6年11月1日現在）で農家については調査員が、農家以外の農業事業体調査については指導員が、それぞれの担当区域ごとに照査表を作成した。

(2) 農業事業体調査

ア 調査方法

農家調査は調査員が、農家以外の農業事業体調査は指導員がそれぞれ7年2月1日現在（沖縄県にあっては6年12月1日現在）で農家に面接して、聞き取り調査（ただし、農家調査は一部項目については農家による自計申告方式）を行った。

調査の系統は、農林水産省一都道府県一市区町村（指導員一調査員）である。

なお、調査結果の集計は、農家調査については、都道府県ごとの地方分散電算集計方式により、農家以外の農業事業体調査については、農林水産省における中央電算集計方式によって行う予定である。

イ 主要調査項目

(ア) 農家にあっては世帯員の構成と就業の状態、農家以外の農業事業体にあっては経営の態様

(イ) 農業労働

(ウ) 耕地面積及び耕地の貸借・利用、農作業の受委託

(エ) 作物の収穫面積

(オ) 家畜（家きん及びみつばちを含む。）飼養状況及び養蚕

(カ) 農業用の機械、施設園芸

(キ) 農産物販売金額

(3) 農業サービス事業体調査

ア 調査方法

農業サービス事業体調査は、7年2月1日現在（沖縄県にあっては6年12月1日現在）で、農業サービス事業体の代表者に、職員（出張所）が面接して、聞き取り調査を行った。

調査の系統は、農林水産省一地方農政局一統計情報事務所一同出張所である。

なお、調査結果の集計は、地方農政局、農林水産省

における電算集計方式によって行う予定である。

イ 主要調査項目

- (ア) 事業体の運営形態
- (イ) 作業従事者数及び従事状況
- (ウ) 作目別作業量
- (エ) サービスの売上額
- (オ) 農業用機械・施設等

2 漁業センサス

平成5年11月1日現在で「第9次漁業センサス」を実施した。

本年度は、調査結果の集計を行い、8月31日に「第9次漁業センサス調査結果概要」を公表した。

また、以下の報告書(第1報～第8報)を刊行した。

- 第1報 海面漁業の生産構造及び就業構造に関する統計
- 第2報 海面漁業の背後条件及び漁業管理組織に関する統計
- 第3報 海面漁業の生産構造及び就業構造に関する市区町村別統計
- 第4報 海面漁業の背後条件及び漁業管理組織に関する市区町村別統計
- 第5報 海面漁業の漁業種類の組合せ統計
- 第6報 海面漁業の漁船及び乗組員に関する統計
- 第7報 内水面漁業に関する統計
- 第8報 内水面漁業に関する市区町村別統計

3 農業構造動態調査

平成6年度は、農業センサス実施年のため、農業構造動態調査は全面的に休止した。

4 林業構造動態調査

本調査は、我が国の林業が国産林時代を迎え、関係諸施策の推進が流域別に展開されている状況を踏まえて、流域を基本単位とした森林管理、林業生産(林業サービス)活動の実態及び将来的な経営意向等について明らかにし、今後の林業施策に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

ア 調査対象と調査方法

調査対象は、保有山林面積20ha以上の林家及び林業サービス事業体等過去1年間に50m³以上の素材生産を行った森林組合以外の素材生産業者及び主として造林・保育を行っている森林組合とした。

調査方法は、保有山林面積20ha以上100ha未満の林家及び主として素材生産を行う事業体は標本調査、保有山林面積100ha以上の林家及び主として造林・保育

を行った森林組合は全数調査として、いずれも出張所職員による面接調査の方法で実施した。

イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で平成7年3月に公表し、詳細については「林業構造動態調査報告書」として刊行する。

5 漁業動態調査

この調査は、5年ごとに行う漁業センサスの中間年に実施するもので、水産統計調査の基本リストを整備して各種調査の設計等に役立てるとともに、漁業経営体、漁船、漁業就業者、漁業世帯及び漁業構造の変化に関する統計を作成し、併せて、それらの動向要因を明らかにすることによって、水産行政の基礎資料とするものである。

調査は、漁業経営体調査、漁業就業動向等調査に区分される。

調査結果の公表は、概要を「農林水産統計速報」で公表し、詳細については「漁業動態統計年報」として刊行している。

(1) 漁業経営体調査

海面及び農林水産大臣が指定する海面に準ずる湖沼において、調査期日前1年間に漁業及び養殖業を営んだすべての世帯及び事業所(経営体)について調査した。ただし、個人経営体についてはこの1年間に30日以上海面漁業を営んだものについて行った。

調査方法は、第9次漁業センサス海面漁業基本調査結果等を基に、漁協等に設置した調査員が1月1日現在で調査区内の調査客体に面接聞き取りの方法により調査を行った。

調査項目は、漁業経営体名、経営組織、漁船、営んだ漁業種類、出漁日数等である。

(2) 漁業就業動向等調査

第9次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、1,165の標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在する漁業世帯を対象に、調査員が11月1日現在で個別に面接調査を行い、第9次漁業センサスの結果をベースとして比推計によって取りまとめた。

調査項目は、世帯員の氏名、年齢、性別、15歳以上の世帯員の就業状況、漁業就業者の就労状況及び個人漁業経営体の専業別である。

6 漁業・養殖業生産統計調査

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を統計的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とすることを目的としている。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業・養殖業生産統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての漁業経営体及び水揚機関を対象として、漁業経営体若しくは水揚機関からの申告又は面接聞き取り、水揚げ記録の利用、調査員からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別の漁労体数、航海数、出漁日数、漁労日数及び魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行している。

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての養殖経営体を対象として、養殖業経営体からの申告又は面接聞き取り、水揚機関の記録の利用、調査員等からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖経営体数、施設数、施設面積、収獲量、種苗販売量、投餌量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

(3) 内水面漁業・養殖業生産統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業調査と内水面養殖業調査に区分し、それぞれの調査区ごとに設置した調査員及び漁業協同組合、漁業経営体からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、漁獲量、養殖経営体数、収獲量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

第5節 生産統計調査

1 耕地面積統計調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用の改善等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha（北海道はおおよそ10ha）単位に区画して編成した単位区

の中から約5万の標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

10月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行している。

2 作付面積統計調査

(1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収獲量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

冬作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作物の作付面積は耕地面積と同時（8月1日現在）に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

(3) 調査結果の公表

冬作物の作付面積は6月に、夏作物及び永年性作物の作付（又は栽培）面積は8月以降数回にわたり「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載している。

3 普通作物収獲量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収獲量及び収獲量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整、農作物価格の安定、技術改善及び生産の長期見通し等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収獲量調査及び収獲量調査を行い、麦類、かんしょ及び豆類については、予想収獲量調査と収獲量調査を実施した。陸稻及び飼料作物については、収獲量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稻、麦類、かんしょ及び豆類の収獲量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆（ほ場）の刈り取りあるいは堀取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収獲量調査は、作況標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回調査により行った。

麦類、かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格対象、需給計画の策定など各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査、主産県(埼玉県ほか4府県)については茶期別表式調査及び総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、生育状況など作柄概況や予想収穫量を調査するとともに、収穫期には収穫量を、また、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の(予想)収穫量及び出荷(予想)量を調査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜調査、果樹調査、花き生産出荷量統計調査、野菜作付動向調査及び空中写真利用による野菜作付面積調査に区分している。

野菜調査、果樹調査は予想調査と実績調査を実施した。すなわち、主要果樹については開花期、着果期及び肥大期に、また、主要野菜については生育初期、生

育中期、収穫始期及び出荷期間中に生育状況と予想収穫量及び出荷量を調査した。

花き生産出荷量統計調査では、種類別、栽培形態別に作付(収穫)面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査又は郵送調査によった。

また、野菜作付動向調査は主要野菜について季節区分ごとに、作付け2か月前の時期には作付予定面積を、更に作付け直後には作付面積を調査した。

空中写真利用による野菜作付面積調査は、秋冬だいこん、秋冬はくさい、冬キャベツ、たまねぎについて作付け後作物の判明出来る早い時期に空中写真を撮影し写真によって作付面積を求積した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、取りまとめ次第「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細は「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行している。

6 野菜種子生産統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、野菜種子の主要な品目の生産状況等を調査することにより、種子生産の現状を明らかにし、種子行政のための基礎資料とする。

(2) 調査方法

調査は、1月から12月までを調査対象期間とし、12月に生産組合等の野菜種子生産に精通している者又は、代表者に対する郵送調査(回収は職員)により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「野菜種子生産統計」として刊行している。

7 養蚕調査

(1) 調査の目的

この調査は養蚕の実態を把握するとともに、繭の生産量、被害量統計などを作成して行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は予想収繭量調査、収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

予想収繭量調査については蚕期別に主要県から標本市町村を抽出して、予定掃立卵量などを調査した。

収繭量調査及び被害定期調査では主要県の標本農家について掃立卵量、収繭量などを面接及び実測により

調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査を除く。）は、取りまとめの都度「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「養蚕統計」として刊行している。

8 畜産調査

(1) 畜産基本調査

畜産基本調査は、1995年農業センサスの実施により休止した。

(2) 予察調査

ア 調査の目的

牛乳、肉用牛、肉豚、鶏卵、ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

牛乳、肉用牛、肉豚の子察調査は、標本飼養者を対象に面接調査を行った。

鶏卵、ブロイラーの子察調査は、鶏ひなふ化場等を調査対象に代表者による記帳及び郵送調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」でそれぞれ公表している。

(3) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「牛乳乳製品統計」として刊行している。

9 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害を発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行している。

10 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係わる損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、陸稲、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

11 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物基礎試験

農家のほ場において、農作物の生産量及び被害調査に関する「調査方法の開発、収量予測方法の研究」等を行い、調査の効率化と正確度の向上を図るための基礎資料とした。

(3) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の処理試験及び現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。また、果樹については、「品

質低下推定尺度」を作成した。

(4) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「技術解析試験成績」、「作況・基礎・被害試験研究成績」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

12 水稻生産力変動要因分析調査

(1) 調査の目的

昭和30年代以降上昇を続けてきた水稻の生産力は、近年、その上昇傾向が鈍化しつつあるものの、その要因について現在十分な分析が行われていない。一方、米については毎年の需給計画、転作計画等の決定に当たり、地域毎の生産力水準の動向が注視されており、また、米生産のコストダウンの要請は従来にも増して強く、そのための技術の開発・普及を始めとする生産対策の推進が強く求められている。

このため、全国の生産対策等の検討のために必要な基礎資料を整備する。

(2) 調査の方法

この調査は、平成5年度から2ヵ年の計画とし、平成5年度は、全国の稲作農家から抽出した農家を対象として、作付する品種構成、栽培技術、農業労働力、土地基盤整備作付体系の変化、転作の動向及び変化について郵送及び面接調査により調査を行い、平成6年度は調査結果について総合分析を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「水稻生産力変動要因分析調査報告」として刊行した。

第6節 流通統計調査

1 青果物流通統計調査

(1) 調査の目的

青果物の各流通段階別の流通量・価額、集出荷団体の流通経費、組織状況等を調査し、価格安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

青果物流通統計調査は、青果物流通構造統計調査、青果物市場流通統計調査及び青果物流通段階別価格形成追跡調査に区分される。

青果物流通構造統計調査は、青果物集出荷経費調査として集出荷団体を対象に集出荷に要する経費、代金

決済勘定等を調査客体の代表者あるいは精通者に対する面接又は関係資料の閲覧により調査した。

青果物市場流通統計調査は、青果物卸売市場調査と青果物価格調査からなり、青果物卸売市場調査は全国の青果物卸売会社を対象に品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を調査した。また、青果物価格調査は11大都市の中央卸売市場ごとに代表的な卸売業者、仲卸業者及び当該市場から荷引きする小売店を選定して、品目別の卸売価格、仲卸価格(輸入果実のみ)、小売価格を調査客体の代表者あるいは精通者に対する聞き取り又は関係資料の閲覧等により調査した。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、主要野菜及び果実について卸売市場を経由する荷口のうち品目別に代表的な産地の荷口を選び、その流通経路に沿って卸売価格、仲卸価格、小売価格を調査し、更にその荷口を出荷した集出荷団体において生産者受取価格を調査した。

(3) 調査結果の公表

青果物流通構造統計調査は、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「青果物集出荷経費調査報告」として刊行している。

青果物市場流通統計調査は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行している。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、「青果物流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行している。

2 花き流通統計調査

(1) 調査の目的

花きの生産、輸入、消費の急増によりその流通経路も複雑化していることから、花きの流通実態を調査し需給関係を反映した適正な価格形成や価格の安定を図るための基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、花きの卸売市場調査、花き価格調査及び花き集出荷機構調査に区分される。

花き卸売市場調査は、花き卸売市場の卸売会社を対象に切り花類、鉢もの類、花壇用苗もの類について品目別の卸売数量・価額を調査客体の代表者又は精通者に対する面接あるいは調査客体の諸資料の閲覧により調査した。

花き価格調査は、花き卸売市場の卸売会社及び調査対象卸売会社から荷引きする小売店を対象に切り花類の主要品目別、色別及び産地県別の卸売価格、小売価格と調査客体の代表者又は精通者に対する面接あるい

は調査客体の諸資料の閲覧により調査した。

花き集出荷機構調査は、集出荷団体、多量出荷農家等を対象に集出荷施設の状況、品目別の出荷状況等を郵送により調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「花き流通統計」として刊行している。

3 畜産物流通統計調査

(1) 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

この調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査、及び食鳥流通統計調査に分かれる。

食肉流通統計調査は、家畜市場調査、枝肉取引調査、食肉市場調査等に分かれ、全国の家畜市場、と畜場、食肉卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

鶏卵流通統計調査は、鶏卵生産及び出荷調査、鶏卵卸売市場調査に分かれ、鶏卵出荷団体、鶏卵卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

食鳥流通統計調査は、食鳥処理場調査、食鳥価格調査等に分かれ、全国の食鳥処理場、主要都市の食鳥卸売業者等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「畜産物流通統計」として刊行している。

4 木材流通統計調査

(1) 調査の目的

木材の需給量、価格水準及びその変動、流通構造並びに木材産業の動向を調査し、木材の需給及び価格安定、流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、木材生産構造調査と木材製品生産動態調査に分かれる。

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査及び床板工場調査に分かれ、全国の該当工場を対象に、12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数

等の状況を面接により調査した。

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合単板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在庫量等及び木材価格について、面接及び郵送により調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「木材需給報告書」として刊行している。

5 水産物流通統計調査

(1) 調査の目的

水産物の水揚げから消費に至る流通量及び価格や冷蔵庫への入・出荷量及び在庫量を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査及び消費地水産物流通調査に分かれる。

産地水産物流通調査は、水産物の流通業務を行う卸売業者、仲卸業者、輸送団体及び漁業協同組合を対象に水揚量、水揚げ価格、用途別出荷量、仕向先別出荷量等について調査客体の申告又は面接等により毎月実施した。

冷蔵水産物流通調査は、主要産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により実施した。

消費地水産物流通調査は、主要都市に所在する中央卸売市場の卸売業者等を対象に卸売数量及び価額について調査客体の申告又は面接等により毎月実施した。また、主要品目について、卸売、仲卸、小売の各流通段階の価格調査を実施した。

(3) 調査結果の公表

産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査及び消費地水産物流通調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」（毎月）として公表するとともに、詳細は「水産物流通統計年報」として刊行している。

6 食品加工統計調査

(1) 調査の目的

青果物及び水産物の加工場における原料調達、製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

食品加工統計調査は、青果物加工場調査、水産加工

統計調査に区分される。

青果物加工場調査は、従業員規模が10人以上で、調査対象である野菜及び果実を原料として青果物加工食品（中間加工を含む。）を製造している加工場の代表者に対する面接調査により実施した。

水産加工統計調査は、水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体又は関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(3) 調査結果の公表

青果物加工場調査、水産加工統計調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに詳細は「青果物加工場調査報告」、「水産物流通統計年報」として刊行している。

7 外食産業原材料需要構造調査

(1) 調査の目的

外食産業における原材料の需要動向を明らかにし、農畜水産物の生産対策と食品流通施策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

この調査は、一般飲食店（一般食堂、日本料理店、西洋料理店及び中華料理店・その他の東洋料理店）、病院給食及び事業所給食を営む外食事業所を調査対象に、食材の仕入状況、仕入形態及び食材に関する情報収集先等を、事業所の代表者等に対する面接調査により実施した。